

令和3年度 世田谷区介護サービス事業者等 集団指導

対象：指定介護予防支援事業所

世田谷区 介護保険課

本資料を確認するにあたっての注意点

- 根拠となる条文等については、対応する条番号のみ掲載しています。内容については、世田谷区ホームページ等からダウンロードの上、確認してください。
- 本資料の記載内容は、根拠となる条文等を一部抜粋しています。事業所を運営するにあたっては、必ず根拠法令等の全文を確認してください。
- 令和3年度報酬改定の内容については、厚生労働省ホームページ若しくは世田谷区ホームページに掲載している資料（厚生労働省作成）も併せて確認してください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00158387.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護事業者の方へのお知らせ>令和3年度介護報酬改定資料等について

基準条例及び関係法令と本資料における略称

基準条例及び関係法令	略称
世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例 (平成27年3月世田谷区条例第15号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/004/d00138749_d/fil/2.pdf	区条例
世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則 (平成27年3月世田谷区規則第15号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/004/d00158592_d/fil/2.pdf	区条例施行規則
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について (平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号)	解釈通知
指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第129号)	告示第129号
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)	留意事項通知

介護サービス事業者等に対する指導について

■ 指導の目的と方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、省令や条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針としている。

(世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱)

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754_d/fil/youkou.pdf

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

■ 実施方法

① 集団指導

世田谷区長が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

② 実地指導

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

令和 3 年度報酬改定

目次

●	ハラスメント対策の強化	4
●	業務継続計画の策定等	5
●	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	7
●	虐待の防止	9
●	会議や多職種連携におけるICTの活用	10
●	電磁的記録による記録の保存等	12
●	委託連携加算の新設	14

ハラスメント対策の強化

■ 改定概要

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』及び『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策が義務付けられる。

■ チェックポイント

- ✓ 『事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』及び『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』において規定されている措置等を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- ✓ 『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』、『（管理職・職員向け）研修のための手引き』等を参考に、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための必要な措置を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

根拠条文等

- 区条例 第21条第4項
- 解釈通知 第2の3の(13)の③

業務継続計画の策定等

■ 改定概要

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられる。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和3年4月1日から令和6年3月31日までは努力義務となる。

■ チェックポイント

- ✓ 業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。
- ✓ 事業所の従業者全員に対し、計画を周知しているか。
- ✓ 事業所の従業者全員に対し、必要な研修を年1回以上開催するとともに、新規採用時に実施しているか。また、研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 事業所の従業者全員に対し、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。
- ✓ 定期的に計画を見直し、必要に応じて変更を行っているか。

業務継続計画の策定等

■ チェックポイント

- ✓ 業務継続計画の策定にあたっては、『介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン』及び『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumato_me_13635.html

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumato_me_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ポイント**
 - ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- 主な内容**
 - ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
 - ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
 - ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

- ポイント**
 - ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- 主な内容**
 - ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
 - ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
 - ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等

根拠条文等

- 区条例 第21条の2
令和3年3月9日区条例第12号改正附則第3項

- 解釈通知 第2の3の(14)

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

■ 改定概要

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられる。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和3年4月1日から令和6年3月31日までは努力義務となる。

■ チェックポイント

- ✓ 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を担当職員に周知徹底しているか。
- ✓ 専任の感染対策を担当する者を決定しているか。
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。また、指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。
指針の整備にあたっては、『介護現場における感染対策の手引き』を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumato_me_13635.html
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を年1回以上開催するとともに、新規採用時に実施しているか。また、研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

根拠条文等

- 区条例 第23条の2、令和3年3月9日区条例第12号改正附則第4項
- 区条例施行規則 第5条の2
- 解釈通知 第2の3の(16)

虐待の防止

■ 改定概要

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられる。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和3年4月1日から令和6年3月31日までは努力義務となる。

■ チェックポイント

- ✓ 虐待防止検討委員会を定期的開催し、その結果を担当職員に周知徹底しているか。また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしているか。
- ✓ 虐待の防止のための指針を整備しているか。
- ✓ 虐待の防止のための研修を年1回以上開催し、新規採用時には必ず実施しているか。
- ✓ 上記の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。
- ✓ 運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項について規定しているか。

根拠条文等

- 区条例 第4条第5項、第20条、第29条の2、令和3年3月9日区条例第12号改正附則第2項
- 解釈通知 第2の3の(23)

会議や多職種連携におけるICTの活用

■ 改定概要

- 医療・介護の関係者のみで実施する会議等について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、テレビ電話装置等を活用しての実施を行うことができるものとする。
- 利用者の居宅を訪問しての実施が必要とされる場合を除き、利用者等が参加して実施する会議等については、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用しての実施を行うことができるものとする。
- 活用例
サービス担当者会議、感染対策委員会、虐待防止検討委員会

■ チェックポイント

- ✓ 利用者等が参加して実施するものについてテレビ電話装置等を活用する場合、利用者等の同意を得ているか。また、同意を得たことを記録しているか。
- ✓ ICTの活用にあたっては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守すること。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

会議や多職種連携におけるICTの活用

根拠条文等

(感染対策委員会)

- 区条例 第23条の2
- 区条例施行規則 第5条の2第1項
- 解釈通知 第2の3の(16)

(虐待防止検討委員会)

- 区条例 第29条の2第1号
- 解釈通知 第2の3の(23)の①

(サービス担当者会議)

- 区条例 第33条第9号の2
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑨

電磁的記録による記録の保存等

■ 改定概要

- 区条例において作成、保存等を書面で行うことが規定されている又は想定されているもの（被保険者証に関するものを除く）について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、電磁的記録により行うことができるものとする。
 - 活用例
介護予防サービス計画原案の作成・保存、モニタリングの結果の記録・保存 等
- 区条例において交付、説明、同意等を書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法により行うことができるものとする。
 - 活用例
重要事項説明書の交付・説明・同意、介護予防サービス計画原案の説明・同意、介護予防サービス計画の交付 等

電磁的記録による記録の保存等

■ チェックポイント

- ✓ 電磁的記録による書面の作成、保存等を行う場合及び電磁的方法による交付等を行う場合は、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守しているか。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>
- ✓ 電磁的方法による交付等を行う場合は、交付等の相手方の承諾を得ているか。

根拠条文等

- 区条例 第36条
- 解釈通知 第2の6

委託連携加算の新設

■ 改定概要

- 指定介護予防支援事業所が指定居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、指定介護予防支援事業所が指定居宅介護支援事業所に委託する個々の介護予防サービス計画について、委託時における指定居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する新たな加算が新設された。

■ チェックポイント

- ✓ 指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供しているか。
- ✓ 当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力しているか。

根拠条文等

- 告示第129号 別表ハ
- 留意事項通知 別紙1第2の11の(2)

運営上の注意点 (令和3年度報酬改定を除く)

目次

● <u>内容及び手続の説明について</u>	15
<u>(複数事業者の紹介を求めることが可能であることの説明)</u>	
● <u>内容及び手続の説明について</u>	16
<u>(入院時の担当職員の氏名等の伝達に関する協力依頼)</u>	
● <u>指定介護予防支援の業務の委託</u>	17
● <u>勤務体制の確保</u>	18
● <u>秘密保持</u>	19
● <u>記録の整備</u>	20
● <u>アセスメント</u>	21
● <u>サービス担当者会議</u>	23
● <u>介護予防サービス計画の説明・同意・交付</u>	25
● <u>個別サービス計画の提出依頼</u>	26
● <u>サービスの提供状況等の確認</u>	27
● <u>モニタリング</u>	28
● <u>医療サービスの位置付け</u>	30
● <u>福祉用具の位置付け</u>	31

内容及び手続の説明及び同意について (複数事業者の紹介を求めることが可能であることの説明)

■ 適切でない事例

- 指定介護予防支援の提供の開始に際し、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう利用者が担当職員に対して求めることができる旨の説明を行っていない。
- 指定介護予防支援の提供の開始に際し、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を利用者が担当職員に対して求めることができる旨の説明を行っていない。

■ チェックポイント

- ✓ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること及び介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、利用者に対して文書を交付して説明を行い、内容を理解したことについて署名を得ているか。

根拠条文等

- 区条例 第7条第2項
- 解釈通知 第2の3の(2)

内容及び手続の説明及び同意について (入院時の担当職員の氏名等の伝達に関する協力依頼)

■ 適切でない事例

- 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている。

■ チェックポイント

- ✓ 指定介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、指定介護予防支援の提供の開始に際し、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように利用者に対して求めているか。
- ✓ 上記を求めたことを記録しているか。

根拠条文等

- 区条例 第7条第3項
- 解釈通知 第2の3の(2)

指定介護予防支援の業務の委託

■ チェックポイント

- ✓ 指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合であっても、指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者である。
- ✓ 指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業者に対し、その業務を実施する介護支援専門員が区条例第4条及び第7条から第34条の規定を遵守するよう、必要な措置を講じているか。
- ✓ 委託を受けた指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画の内容の妥当性について確認を行い、その内容を記録しているか。
- ✓ 委託を受けた指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価を行った際、当該評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行うとともに、その内容を記録しているか。

根拠条文等

- 区条例 第15条
- 解釈通知 第2の3の(8)

勤務体制の確保

■ 適切でない事例

- 常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にした勤務表を定めていない。

■ チェックポイント

- ✓ 常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にした勤務表を作成しているか。
- ✓ 兼務の場合に、勤務予定及び勤務実績の両方について、それぞれの職務で従事する勤務時間を明確に定めているか。
- ✓ 月ごとの勤務表を作成しているか。

根拠条文等

- 区条例 第21条第1項
- 解釈通知 第2の3の(13)

秘密保持

■ 適切でない事例

- 利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていない。
- 従業者が退職後においても、業務上知り得た利用者等の秘密を保持すべき旨について必要な措置を講じていない。

■ チェックポイント

(家族の個人情報を用いる場合について)

- ✓ 個人情報の利用に関する同意書に家族の情報を用いる旨を記載しているか。
- ✓ 家族の情報を用いる場合において、あらかじめ文書により家族から包括的な同意を得ているか。

(従業者に対する措置について)

- ✓ 業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する旨の措置を講じているか。(例：雇用時に秘密の保持に関する誓約書等を徴している等)
- ✓ 秘密保持に関する誓約書を徴する場合、従業者でなくなった後においても、秘密を保持する旨が明記されているか。

根拠条文等

- 区条例 第25条
- 解釈通知 第2の3の(18)

記録の整備

■ 適切でない事例

- 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を、その完結の日から2年間保存していない。

■ チェックポイント

- ✓ 下記の記録をその完結の日（個々の利用者の契約終了により一連のサービス提供が終了した日）から少なくとも2年間は保存しているか。
 - 区条例第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - 利用者ごとに下記に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 区条例第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 区条例第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 区条例第33条第16号に規定する評価の結果
 - オ 区条例第33条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
 - 区条例第18条に規定する区市町村への通知に係る記録
 - 区条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - 区条例第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

根拠条文等

- 区条例 第31条第2項
- 区条例施行規則 第7条
- 解釈通知 第2の3の(24)

アセスメント

■ 適切でない事例

- 介護予防サービス計画の作成、変更に際し、
 - ・ アセスメントを実施していない。また、一部の領域について状況の把握を行っていない。
 - ・ アセスメントの内容を記録していない。
 - ・ 利用者の居宅を訪問し、利用者とその家族に面接してアセスメントを実施したことを記録していない。

■ チェックポイント

- ✓ 以下の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握しているか。
 - ・ 運動及び移動
 - ・ 家庭生活を含む日常生活
 - ・ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - ・ 健康管理
- ✓ アセスメントの内容を記録しているか。
- ✓ 利用者の居宅を訪問したこと、利用者とその家族に面接してアセスメントを実施しているか。また、利用者の居宅を訪問し、利用者とその家族に面接したことを記録しているか。

アセスメント

根拠条文等

- 区条例 第33条第6号、第7号、第8号
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑥、⑦

サービス担当者会議

■ 適切でない事例

- 介護予防サービス計画の作成及び変更（※1）に当たり、当該介護予防サービス計画原案の内容について、指定介護予防サービスの担当者（以下「担当者」という）から意見を求めるためのサービス担当者会議を開催していない。
- 要支援更新認定又は要支援状態区分の変更認定を受けた場合（※2）に、介護予防サービス計画の変更の必要性について担当者から意見を求めるためのサービス担当者会議を開催していない。
- 上記（※1）（※2）に係るサービス担当者会議を欠席した担当者に対し意見照会を行っていない。又は照会等により得た意見を記録していない。

■ チェックポイント

- ✓ 介護予防サービス計画の作成及び変更をした場合に、サービス担当者会議の開催及び当該会議を欠席した担当者への照会等により、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めているか。
- ✓ 要支援更新認定又は要支援状態区分の変更認定を受けた場合に、サービス担当者会議の開催又は当該会議を欠席した担当者への照会等により、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めているか。
- ✓ サービス担当者会議を欠席した担当者への照会等により得られた意見及び欠席したやむを得ない理由を記録しているか。また、利用者の状況等に関する情報を担当者間で共有しているか。

サービス担当者会議

根拠条文等

- 区条例 第33条第9号、第9号の2、第18号
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑨、⑰

介護予防サービス計画の説明・同意・交付

■ 適切でない事例

- 介護予防サービス計画の作成及び変更の際し、介護予防サービス計画原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明していない。
- 介護予防サービス計画の作成及び変更の際し、介護予防サービス計画原案の内容について、文書により利用者の同意を得ていない。
- 介護予防サービス計画の作成及び変更の際し、介護予防サービス計画を利用者及び担当者へ交付していない。

■ チェックポイント

介護予防サービス計画の作成、変更をした際に、

- ✓ 介護予防サービス計画原案の内容を利用者又はその家族に対して説明したことを記録しているか。
- ✓ 介護予防サービス計画原案の内容についての同意を、利用者から文書により得ているか。
- ✓ 介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付したことを記録しているか。

根拠条文等

- 区条例 第33条第10号、第11号
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑩、⑪

個別サービス計画の提出依頼

■ 適切でない事例

- 介護予防サービス計画の作成及び変更に際し、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス提供事業者」という。）に対して、各事業者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画（以下「個別サービス計画」という。）の提出を求めている、又は求めていることが確認できない。

■ チェックポイント

- ✓ サービス提供事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めているか。
- ✓ 提出を依頼していることを記録しているか。

根拠条文等

- 区条例 第33条第12号
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑫

サービスの提供状況等の確認

■ 適切でない事例

- サービス提供事業者に対して、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回聴取していない。

■ チェックポイント

- ✓ サービス提供事業者に対して、介護予防サービス計画に沿って個別サービス計画が作成されるよう、個別サービス計画の作成を指導し、必要な援助を行っているか。
- ✓ 各サービスの実施を開始した後、サービス提供事業者に対して、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回聴取し、内容を記録しているか。

根拠条文等

- 区条例 第33条第13号
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑬

モニタリング

■ 適切でない事例

- 下記のタイミングで利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してモニタリングを行っていることが確認できない。
 - ・ サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回
 - ・ サービスの評価期間が終了する月
 - ・ 利用者の状況に著しい変化があった時
- 利用者の居宅を訪問しない月において、利用者自身に確認を行った上でのモニタリングを実施していることが確認できない。
- 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していない。

モニタリング

■ チェックポイント

- ✓ 介護予防サービス計画作成後、必要なタイミングで利用者の居宅を訪問して利用者に面接し、モニタリングを行っているか。また、その結果を記録しているか。
- ✓ 介護予防サービス計画作成後、利用者の居宅を訪問しない月においては、サービス提供事業所等への訪問等により、利用者に面接するよう努めているか。また、面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施し、モニタリングを行っているか。
- ✓ 利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等、必要に応じて、介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。

根拠条文等

- 区条例 第33条第14号、第17号
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑭、⑯

医療サービスの位置付け

■ 適切でない事例

- 介護予防サービス計画に介護予防訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合に、主治の医師又は歯科医師の意見を求めていることが確認できない。
- 介護予防サービス計画に介護予防訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合に、意見を求めた主治の医師又は歯科医師に、当該介護予防サービス計画を交付したことが確認できない。

■ チェックポイント

- ✓ 介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合に、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めているか。また、その意見や聴取の日にち等を記録しているか。
- ✓ 医療サービスを位置付ける際に意見を求めた主治医等に当該介護予防サービス計画を交付し、また、交付したことを記録しているか。

根拠条文等

- 区条例 第33条第22号、第23号、第24号
- 解釈通知 第2の4の(1)の⑳

福祉用具の位置付け

■ 適切でない事例

- 介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合に、介護予防福祉用具貸与が必要な理由を当該介護予防サービス計画に記載していない。
- 介護予防サービス計画の作成後、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、介護予防福祉用具貸与の継続の必要性についての検証を行っていない。

■ チェックポイント

- ✓ 介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合に、福祉用具利用の妥当性を検討し、介護予防福祉用具貸与が必要な理由を当該介護予防サービス計画に記載しているか。
- ✓ 介護予防サービス計画に（継続して）介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合に、サービス担当者会議において介護予防福祉用具貸与の（継続の）必要性について検証し、（継続が）必要な理由を当該介護予防サービス計画に記載しているか。

根拠条文等

- 区条例 第33条第26号
- 解釈通知 第2の4の(1)の㉓

- 資料に掲載している内容は、令和3年度報酬改定を踏まえ、運営上適切でない主な事例等を掲載しています。
掲載していない項目についても、必ず要件等を確認してください。
また、掲載している項目についても、要件等の全体を確認してください。
- 今後、Q&Aや通知が発出された場合や報酬改定の際には、取扱いが変更となる事項がある可能性があります。
- 本資料は、世田谷区ホームページに掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について